

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

規 則

◇鳥取縣規則第百六号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林產物等
検査規則の一部を次のように改め、公布の日から施行し
昭和二十四年十一月一日から適用する。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第八條第二項中 「昭和十四年農林省告示第三百六十七
号」を「昭和二十四年農林省告示第二百三十九号」に
改め、「第四十一條但書の許可を受けたもの又は同條
第二項の木の素材」を「第五十八條第二項の素材」に
改め、用材規格規程の次に「昭和二十四年農林省告示第
二百三十八号建具材規格規程」を加え、第三項中「用
材規格規程第四十一條但書又は」及び「用材規格規定

昭和二十四年十一月二十九日
第二千六百十七号
火 曜 日

第四十一條の場合にあつては、第七條第一項の駐在所、
昭和二十二年農林省告示第九十六号の場合にあつては」
を削る。

第九條中 「(用材規格規程第四十二條の木の素材及び
同條の適用を受けるものを除く。)」を削る。
附表「三」を削り「四」を「三」に「五」を「四」に改
める。

◇鳥取縣規則第百七号

鳥取縣林業施設補助規則を次のように定める。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林業施設補助規則
第一條 知事は林業の振興を図るため、この規則の定め
るところにより予算の範囲内において、補助金を交付

する。

第二條 補助金は別表一に掲げる施設を行うものに対し同表に掲げる補助率の範囲内においてこれを交付する。

第三條 補助金の交付を受けようとする者は様式第一号の申請書に左に掲げる書類を添え前年度末日迄に知事提出しなければならない。

一、施設計画書

二、収支予算書又はこれに準ずるもの

三、その他知事において必要と認める書類

2 前項の添付書類の様式は施設種目別に様式第二号及び第三号により作製しなければならない。

第四條 補助の指令を受けその後申請書に記載した事項につき重要な変更をしようとする者は事由を具し様式第一号に準じて作製した変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

第五條 知事は、必要があると認めるときは、施設の変更を命じ又はその施行上必要な事項につき指示をすることが出来る。

第六條 施設が竣功又は終了したときは、遅滞なく様式第四号の竣功又は終了届を知事に提出しなければならない。但し第二條別表(7)の施設について補助金の交付を受けたものは、前段の竣功又は終了届に代え、その組合の事業年度終了後三箇月以内に様式第四号(4)により事業成績書及び収支決算書を知事に提出しなければならない。

第七條 補助金は前條の竣功又は終了届が提出された後、実地検査の上、その経費を査定してこれを交付する。但し第二條別表(7)の施設についてはこの限りでない。

第八條 知事は施行上必要があると認められた施設につき施設の竣功度に相当する補助金の仮拂をすることが出来る。

2 前項の規定による補助金の仮拂は、金額三十万円以上の施設であつて、その十分の三以上が竣功した場合に限り補助額の十分の八以内において左の区分によりこれを行う。
一、三十万円以上 一回

一、五十万円以上 二回

二、百万円以上 三回

3 第一項の仮拂を受けようとする者は、様式第五号の一部竣功届の様式第六号の補助金仮拂請求書を添え知事に提出しなければならない。

第九條 天災その他正当の事由により施設を竣功又は終了することが困難と認められたとき又は期間内に竣功又は終了することができないと認められたときは、遅滞なくその事由を報告し知事の指示を受けなければならない。

第十條 この規則によつて施行した施設の用途を変更し又は処分するときは、知事の認可を受けなければならない。

第十一條 左の各号の一に該当するときは、知事は、補助の指令を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。
一、この規則に違反したとき
二、補助金交付の條件に違反したとき

三、施設施行の方法を不相当と認めるとき
四、申請書その他知事に提出した書類に虚偽の記載をなし又は事業に關し不正の行爲があつたとき
五、施設の竣功又は終了の見込がないと認められたとき
六、補助金交付当時の予算額に比し、支出額が著しく減少したとき

第十二條 林道施設の施行につきこの規則に定めるものの外大正十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を準用する。

第十三條 この規則の規定によつて知事に提出する書類は、総べて所轄地方事務所長を経由しなければならない。但し縣一円を区域とする團體の提出する場合はこの限りでない。

第十四條 この規則の施設中昭和十九年鳥取縣訓令第十六号により地方事務所長の専決する施設については、この規則中「知事」とあるを「地方事務所長」と読みかえるものとする。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し昭和二十四年十月一日から適用する。

2 昭和二十三年鳥取縣規則第七十九号鳥取縣林道開設事

業補助規則は廃止する。

但し現に補助申請中のもの又は事業継続中のものはこの規則によるものと看做す。

番号	施設種目	補助率	補助条件
(1)	奥地開発林道開設事業	事業費に対し十分の七	一、この施設の施行主体は市町村又は市町村森林組合に属すること。 二、この施設により開発せらるる森林の林産物につき森林の施業案の實施に關連する生産計画を樹立すること。 三、知事は本施設によつて開発された森林の立木処分権限を有する者に対し法令により立木の伐採又は売渡を指示することがあること。 四、施設はその施行主体において維持管理しなければならぬ。
(2)	奥地開発林道以外の林道(一般林道)の開闢事業	事業費に対し十分の五	一、(1)の一号に同じ 二、この施設により開闢せらるる森林の林産物の生産計画を樹立すること 三、前号の生産計画の村積がその森林蓄積の十分の一以上であつて工事施行年度及び翌年度中に生産することが確実であること 四、(1)の三号及び四号に同じ
(3)	樹苗養成事業	事業費に対し十分の二、五分	一、樹苗目給のため山行苗一万本以上の生産をすること 二、播種、床替、病虫害驅除予防費に限ること
(4)	公有林野造林事業	事業費に対し十分の五	市町村有又は部落有林野に市町村その他の團體が一圃地一町歩以上の新植又は播種、或は一圃地三町歩以上の天然下種補整をすること。
(5)	民有林野造林事業	事業費に対し十分の五	私有林及び社寺有林に次の造林をすること 一、一圃地二反歩以上の新植又は播種 二、(1)の四反歩以上の天然下種補整 三、(1)の四反歩以上、あぶらぎり、みつまた、その他知事が必要と認めた特殊樹種二〇〇本以上の新植

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
業 学校林造成事業	森林組合系統 機械技術員設置事業	椎茸乾燥施設 設置事業	黄連増産事業	森林害虫驅除 事業
事業費に対し十分の六	技術員俸給の十分の十	事業費に対し十分の五	事業費に対し十分の五	事業費に対し十分の五
市町村がその市町村立学校に次の造林をさせる場合に限ること (イ)一圃地一反歩以上の新植 (ロ)うるし、あぶらぎり、みつまた、その他知事が必要と認めた特殊樹種一〇〇本以上の新植	一、鳥取縣森林組合連合会及び森林組合の計画施業の實施に従事する技術員を配置すること。 二、前号の技術員は高等学校以上の学校に於て林業に關する科目を履修し三年以上森林施業に關する実務に従事した者又はこれと同等以上の学識経験を有する者であること。 三、一号の技術員の任免については予め知事の承認を受くること。	縣の設計基準に従つて施設を設置すること。	一圃地三反歩以上播種すること。	被害木又は被害山林の所有者又は管理者が害虫驅除のため被害木の伐倒剥皮及び枝條、樹皮の焼却をすること。

様式第一号 (規則第三條の申請書)

年 月 日 施行主体名 印

知事宛

昭和年 度(施設種目)補助申請書

別紙事業計画書の通実施致し度いので鳥取縣林業施設補助規則により補助金交付相成たく關係書類を添え申請致します。

添付書類

- 一、事業計画書
- 二、收支予算書又はこれに準ずるもの
- 三、.....

注意

一、造林事業

- 申請書には、施業地位位置図を添付すること。
- 使用権附与地或は部落有林野に市町村又は市町村との団体とが収益分収契約を締結して造林するときはその契約書の寫を添付すること。
- 自己の所有でない土地に造林するときはその権利を証する書類又は土地所有者の承諾書寫を添付すること。
- 森林組合其の他の団体が特殊樹種の造林を目的とするときはその組合の規約及び事業計画書を添付すること。
- 森林組合員の造林については当該森林組合は造林補助に於いての手続一切を代行する組合員の委任状

を添付し一括申請することができる。但し縣森林組合長が一括申請するときは森林組合長の委任状を添付しなければならない。

6 補助申請書は施行地市町村を経由して提出すること。但し森林組合が一括申請するときはこの限りでない。

7 学校造林の場合は学校林設置の市町村條例寫を添付すること。

8 他町村の土地に学校が造林するとき又は二町村以上を区域とする学校が造林する場合には管理者は土地所有者との分収契約書寫を又地上権を設定して造林するときはその関係書類の寫を添付すること。

9 二町村以上を区域とする学校林の管理については関係者において代表管理者を決定すること。

二、黄連増産、害虫驅除事業
申請書は施業地所在市町村又は森林組合を経由すること。

様式第二号 (1) (興地、一般林道開設事業)

事業計画書

一、事業内容

路線名	施行箇所	林道	新設、増設、改設	備考
	市郡町村大字延長幅員	米 米		

二、施行期間及び施行方法

施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
施行方法 直營 請負

四、生産計画

三、経費内訳

種別	金額	摘要
工事費	円	
用地費		
補償費		
その他		
計		

路線名	利用区域内現況			開発対象林分			伐採計画		
	面積	蓄積	一町歩当面積	用材林面積	薪炭林面積	用材林面積	薪炭林面積	伐採量	生産歩合

	町	石	町	石	町	石	町	石	%	町	石	町	石	%	町	石
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

様式第二号 (2) (樹苗養成事業)

事業計画画書

施業地	郡市町村	大字	字	地番	事業別	面積	播種数量	事業実施月日	土地所有者氏名

様式第二号 (7) (森林害虫驅除事業)

事業計画画書

- 一、害虫焼却場所
 - 二、実行面積
 - 三、焼却本数
 - 四、実行期間
 - 五、経内費
- 自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日

種別	金額	摘要
伐倒費	円	
卸皮費	円	

枝條樹皮焼却費

計	円
---	---

注意

- (1) 実行面積は害虫発生地区の面積とすること
- (2) 経内費内訳摘要欄には延人員と単價を記入すること
- (3) 焼却材積は立木材積とすること

様式第三号 (1) (樹苗養成事業)

経内費内訳書

事業別	樹種	面積	種目	数量	経費補助金	経内費内訳	備考
			整地				
			播種				
			施肥				
			管理				
			計				
			原苗				
			床替				

様式第三号 (2) (公有、民有、学校造林事業)

経内費内訳書

種目	区分	数量	単價	金額	補助金施行負担	備考
	地拵					
	苗木代					
	植付					

様式第三号 (3) (森林組合系統機関技術員設置事業)

收支予算書(收支決算書)

収入の部	科目	本年度予算額(予算額)	前年度予算額(決算額)	比較増減	備考
	縣補助金				
	縣を区域とする團體負担金				
	郡市以下を区域とする團體負担金				
	合計				
支出の部	科目	本年度予算額(予算額)	前年度予算額(決算額)	比較増減	備考
	縣補助金				
	合計				
	縣補助金				
	合計				

00401-1

縣を区域とする 団体負担金	
郡市以下を区域とする 団体負担金	
合計	

様式第三号 (4) (雑草乾燥施設事業)

経費内訳書

一、建築費 円

何葺 何建 建坪 坪 坪当単價 円

一、乾燥機 円

何式 何台 一台当単價 円

一、乾燥設備費 円 何々

一、附属設備費 円 何々

一、其他雜費 円

合計 円

備考

材料費 円

労務費 円

様式第三号 (5) (黄蓮増産事業)

事業別	種目	数量	単價	金額	補助金	経費内訳	備考
	種子代					施行者負担	
	地拵人夫						
	播種人夫						
	雜費						
	計						

様式第四号 (I)

昭和 年 月 日

知事宛

昭和年度()林道開設事業竣功届

昭和 年 月 日受林第 号を以て指令になつた首題の件左記の通り竣功したから御届け致します。

施行主 林名 印

00401-2

記

一、事業内容

路線名 施行箇所 延長 道幅員 新設、増設、改設 備考

市郡町村大字 米 米

二、施行期間及び施行方法

施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 施行方法 直管

三、経費内訳

種別	金額	摘要
工事費	円	
用地費		
補償費		
其他		
計		

様式第四号 (2)

昭和 年度樹苗養成事業終了届

施業地	事業別	樹種	面積	数量	着手年月日	備考
市郡町村大字 字 地番						

右の通り事業を実施したから鳥取縣林業施設補助規則第七條により別紙事業明細書を添付し御届けします。

年 月 日

市郡 村町

事業明細書

事業別	樹種	面積	種目	数量	單價	施業經費	備考
			整地				
			播種				

注意	病虫害 驅除予防	計	人夫	藥品	計	管理	施肥	植付	選取	掘取	整地	原苗	計	管理	施肥	床替	合計	注意	播種、施肥、管理、藥品等の内訳は詳細備考欄

昭和 年 月 日

市郡 村町

股

注意

一、公有造林の場合請負に附したときは契納書寫及び

に記載すること

様式第四号 (3) (公有、民有、学校造林事業)

昭和 年度造林事業終了届

左記事業成績書の通り事業を実施したから鳥取縣林業
施設補助規則第七條により別紙事業明細書を添付御届
します。

施業地
郡市町村
大字
地番
地種
種目
樹種
面積
着手年月日
終了年月日
土地所有者
住所氏名

計	町村字 大字地番	地種 種目	面積	区分	数量	單價	金額	土地所有 者住所氏名	整理 番号	施業地	造林事業明細書	領收書寫その他支拂証憑書類を添付すること。 二、公有造林にして直營の場合は人夫出役簿寫及その 他支拂証憑書類を添付すること。 三、森林組合又は森林組合連合会長の一括申請したも のについては別紙様式による明細書を添付すること。 四、様式第三号による経費内訳書を添付する。 五、森林組合の一括申請したものに對する終了届添付 の経費内訳書は一括したものにつき記載すること。

昭和 年 月 日

組長(連合会長) 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

昭和 年度森林組合系統機關技術員設置について
鳥取縣林業関係補助規則第六條により事業成績書及び
收支決算書を提出する。

收支決算書

収入の部	科 目	本年度予算額 (予算額)	前年度予算額 (決算額)	比較 増減	備考
支出の部	縣補助金				
	縣を区域とする 団体負担金 郡市以下を区 域とする団体 負担金				
合計					

00486

様式第四号 (6)		昭和 年度黄蓮増産事業終了届	
合計			
施業地	郡市町村大字字地番	事業別面積	着手年月日 終了年月日
		反	土地所有者 住所氏名
右の通り事業を実施したから鳥取縣林業施設補助規則第七條により御届します。			
昭和 年 月 日	郡市 村町	殿	
様式第四号 (7)			
昭和 年度森林害虫驅除事業終了届			
右の通り事業を実施したから鳥取縣林業施設補助規則第七條により御届します。			
昭和 年 月 日	郡市 村町	殿	
様式第五号			
右の通り事業を実施したから鳥取縣林業施設補助規則第七條により御届します。			
昭和 年 月 日	郡市 村町	殿	
鳥取縣知事 殿			
注意			
(1) 施行区域の面積は害虫發生区域の面積とすること。			
(2) 焼却材積は立木材積を計上すること。			
(3) 事業地は害虫焼却場所名を記入すること。			
年 月 日			
施行者			

00487

様式第六号		昭和 年度(施業事業名) 一部竣功届	
合計			
施業地	郡市町村大字字地番	事業別面積	着手年月日 終了年月日
		反	土地所有者 住所氏名
右の通り事業を実施したから鳥取縣林業施設補助規則第七條により御届します。			
昭和 年 月 日	郡市 村町	殿	
様式第六号			
昭和 年度(施業事業名) 補助金第 号を以つて指令になりました昭和 年度(施業事業名) 補助金第 号を以つて指令			
昭和 年 月 日	郡市 村町	殿	
鳥取縣知事 殿			
注意			
(1) (2) の場合一施設事業名は路線名とする。			
補助金仮拂請求書			
一、施設事業名			
二、工事費			
三、竣功歩合			
四、竣功見込工事費			
十分の何			
円			
円也			
昭和 年 月 日			
施行主体名			
知事宛			
訓令			
地方事務所長			
昭和二十三年十月鳥取縣訓令甲第二十三号鳥取縣林産物等検査施行手続の一部を次のように改め、公布の日から施行し昭和二十四年十一月一日から適用する。			
昭和二十四年十一月二十九日			
鳥取縣知事 西 尾 愛 治			
第二條中 「同第八條」及び「(特殊規格木材生産の許可を除く。)」を削る。			
同分の假拂金であつて金 円(朱書)前回迄受領済尙金 円(朱書)追つて御下附の金額右假拂相成度請求致します。			
年 月 日			
施行主体名			
知事宛			
印			

00433

第七條中 「バルブ用材及び小の素材」を削る。
 附表 木材検査成績簿中材種欄腕木の次に「建具材」を加え 樹種欄潤葉樹の次に「不合格品」を加える。
 木材検査簿中品等別數量欄の「一等、二等、三等、四等」を削り、注意に「四、品等別区分は、当該規格規定によるものとし、不合格品を加える。」を加える。

告示

鳥取縣告示第六百五十一号

昭和二十三年十月鳥取縣告示第五百四十五号の一部を次のように改め、公布の日から施行し昭和二十四年十一月一日から適用する。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 印章中 「(一)素材用」及び「(二)製材用」の末尾に「注意、不合格用印章は、合格欄を不合格欄とする。」を加える。

三 標示及び印章を押す箇所中「(三)製材」につき「(鳥)」を削り、「印章を押す箇所」を「品等」の次に改める。

鳥取縣告示第六百五十二号

鳥取縣畜産振興委員会規程を次のように定める。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣畜産振興委員会規程

(目的)

第一條 畜産業の振興を図るため、その綜合計画並びに実行計画を審議する目的をもつて縣に畜産振興委員会(以下委員会という)を置く。

(義務)

第二條 委員会は前條に掲げた事項につき知事の諮問に答申するものとする。

(権限)

第三條 委員会は第一條に掲げた事項について知事に建

00489

議することができる。

(構成)

第四條 委員会は、委員二十五名以内をもつてこれを組織し、次に掲げるものの中より知事が任命又は委嘱する。

- 一、縣會議員
- 一、縣關係部課長
- 一、畜産關係團體代表者
- 一、學識經驗者

(機關)

第五條 委員会に会長、副会長各一名を置き委員の互選によりこれを定める。

(會議)

第六條 知事は左の各号の一に該当するときは、委員会を招集するものとする。

- 一、知事が議題を提出するとき。
- 二、委員が総委員数の二分の一以上の同意を得て議案を示し會議の招集を請求したとき。

第七條 委員会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ議事を開くことができない。

第八條 会長は會議の議長となり議事を掌理する。

会長に事故があるときは副会長がこれを代理する。

第九條 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(職員)

第十條 委員会に幹事並びに書記若干名を置き会長がこれを任命する。

幹事は会長の命を受け庶務を整理し、書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

鳥取縣告示第六百五十三号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録 第一一七号	昭和二十四年 十一月十九日	加藤組	領高郡明治村横原三六九番地ノ一	加藤 富治
同 第一一八号	同 右	栗山組	同大正村古海七七〇番地	栗山 虎藏
同 第一一九号	同 右	林組	同七九八番地	林 益次郎
同 第二二〇号	同 右	山口電業株式会社	鳥取市東品治町一三番地	取縮役社長 山口 敏子
				西伯郡境町 弓浜同
				東伯郡倉吉町 鳥取縣煉製品製造業会
				同八橋町 同八橋支所

◇鳥取縣告示第六百五十四号

水産製品検査手数料証紙売捌所を次のように取消した。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

取消年月日	住 所	売 捌 所 名
昭和二十四年 十月十四日	鳥取市吉方	鳥取縣水産業会
同	岩美郡浦富町	浦富町漁業会
同	同 田後村	田後村同
同	同 網代村	網代村同
同	鳥取市賀露町	賀露同

◇鳥取縣告示第六百五十五号

鳥取縣水産製品検査手数料規則第六條の規定に基き証紙売捌所を次のように定める。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

指定年月日	住 所	売 捌 所 名
昭和二十四年 十月十五日	鳥取市吉方	鳥取縣漁業協同組合連合会

同	岩美郡浦富町	浦富町漁業協同組合
同	同 田後村	田後村同
同	同 網代村	網代村同
同	鳥取市賀露町	賀露同
同	西伯郡境町	弓浜同
同	東伯郡倉吉町	鳥取縣海産物株式会社

◇鳥取縣告示第六百五十六号

農業水利改良事業補助規程を次のように定める。

昭和二十四年十一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業水利改良事業補助規程

第一條 農業生産力を發展させるため農地の改良を行ひ食糧の増産に寄与することを目的として小規模の農業水利改良事業を行うものに対しては、この規程によつて予算の範囲内で補助金を交付する。

但し別に国又は縣から補助金、助成金又は奨励金の交付を受ける場合はこの限りでない。

第二條 農業水利改良事業とは次に掲げる事業をいう。

一、かんがい排水

二、機械揚水

第三條 補助金は実地検査の上かんがい排水、機械揚水の各事業ともその事業費支出額の五割以内を交付する。

第四條 補助金の交付を受けようとするものは補助申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出しなければならない。

- 一、実施設計書(第二号様式の一及び二)
 - 二、事業施行についての議決書又は同意を要するものはその書類の寫
 - 三、收支予算書
 - 四、事業を施行するについて許可又は認可を要するものについてはその許可又は認可書の寫
- 数人共同して事業を行う場合は代表者を定め委任狀を添付しなければならない。
- 第一項の書類のほか知事は必要と認める書類の提出を命ずることができる。

第五條 補助金の交付を適當と認めるときは指令を交付する。

第六條 補助金交付の指令を受けたものが第四條の書類に記載した事項につき重要な変更を加えようとするときは、変更事由を添えあらかじめ知事に届け出て承認を得なければならぬ。

前項の届出があつた場合といえども知事が必要があると認めるときは計画の変更その他必要な措置を命ずることが出来る。

第七條 補助金は補助金請求書(第三号様式)に事業成績書(第四号様式)及び收支決(精)算書(第五号様式)を添えて事業終了後一月以内に知事に請求しなければならぬ。

第八條 補助金交付の指令を受けたものは事務所を設け、事業の状況、費用の收支、その他事業に關する書類を備えなければならぬ。

第九條 知事は補助金の交付を受けるものに対し縣職員をして書類、會計、物件、工事などを検査させて指導する。

監督上必要な処置をとらせることができる。

工事検査のため必要があるときは工事の一部をこわさせることができる。この場合その部分の復旧費は事業者が負担しなければならない。

第十條 補助金交付の指令を受けたもの、又は補助金の交付を受けたものが次の各々の一に於てはまるときは、知事は補助金交付の指令を取り消すか、又は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることが出来る。

一、この規程に違反したとき又は不正の行爲があると認めるとき

二、事業施行の方法が不適當であると認めるとき
三、工事のでき型が不完全であるとか、又は事業の停止、廢止などにより竣功の見込がないと認めるとき
四、支出額が予算額に比し減少したとき

第十一條 この規程によつて提出する書類はすべてその工事施行地の市町村役場及び地方事務所を経由しなければならぬ。

第十二條 この規程による事業年度は四月から翌年三月までの一年とする。

附 則

この規程は公布の日から施行し昭和二十四年四月一日から適用する。

(第一号様式)

農業水利改良事業補助申請

標記の事業を施行致したいから農業水利改良事業補助規程により補助して下さいますよう關係書類を添え申請致します。

昭和 年 月 日

住所(又は事業主体名)

代表者 氏 名 印

知 事 宛

(第二号様式の一)

興 施 設 計 書

一、一覽表(第二号様式の一)

二、計画地域の現況

- A 位置及び地勢土質
- B 受益面積
- C 用排水状況
 - a 用水源及び用水量
 - b 用排水粗悪状態及びその原因
- D 交通運搬に關する状態
- E 氣象状況
- F 農業状態(過去五ヶ年平均の生産実態及び供出の状況)

- 三、事業の目的及び計画説明
 - A 事業の目的
 - B 計画説明
- 四、工事の仕様
- 五、工事施行によつて受益する市町村名及び地目別面積

- 六、工事施行による増産予定量及び算出の基礎
- 七、生産増加によつて受くべき利益
- 八、計画一般図(五万分の一)用排水系統図(施行前)

九、事業開始及び終了予定時期

一〇、事業年度割区分

一一、事業費年度割区分

一二、事業費明細書

一三、資材並びに労務調書

「註」メートル法によること。

(第二号様式の二)

一覽表

地区名	事業目的	受益面積	石当事業費	反当事業費	備考
内 訳					
事業内容	数	全体計画	前年度	本年度	備 考
		まで	以降	量	
事業費	円				
事業内容	米				1、水路では上巾、下巾、深さ、延長、護岸の有無

改水	機揚	附帶	橋同	暗渠	分水	用地	生産	資材	鋼材	トモ	木材	労務
修路	場水	工水	梁工	渠	工	補取	効果	材	材	メン	材	計特
米	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	反	計	石	屯	屯	石	人
							米					人
							石					人

(備考) 生産効果は実態を正確に把握して記載することは勿論、各年度も同様とし、事業完了後初めて効果を生ずるものは途中の年度に増産効果を記入し

2、溜池では貯水量、堤高、堤長、築堤土量を記入

なければならぬ。

(第三号様式)

農業水利改良事業補助金請求書(第一回)

一金 円也

昭和 年度事業のために支出した金額 円に対

する補助金

内 訳

かんがい排水 円の 割 円

機械揚水 円の 割 円

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 号指令による標

記の補助金を御交付願いたく関係書類を添え請求致し

ます。

昭和 年 月 日

住所(又は事業主体名)

代表者 氏 名 印

(第四号様式)

第一表

昭和 年度事業成績書(自昭和 年 月 日)

一、工事施行の方法

二、でき型調書

科目	全体計画	前年度	本年度	前期まで本	年度	翌年度
		数量	数量			
水路新設	米			数量		備
土工	米			数量		考
護岸	米			数量		水路では延長、上巾、下巾、深さ等記入のこと

地区名	工事内容	受益面積		事業費	増産	反当	石当
		前年度	本年度				
附帯工事	橋梁						
同	暗渠						
同	分水工						
溜池新設	床掘立米 忠羽金 鞘土				溜池では貯水量、堤長、堤高、築堤土量を記入		
附帯工事	余水吐				斜樋、底樋の区別		
同	樋管						
同	揚水機				口径、揚水量、実揚程馬力台数を記入		
同	放水路						
同	何々						
何々	何々						

第二表

計	何々	地元寄附金	縣補助金	科 目	収入		計	附記
					前年度	本年度		
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				
				(至昭和 年 月 日)				
				(第五号様式)				
				昭和三十四年度收支決(精)算書				

